

令和7年(2025年)度「飯山市里山の未来づくり支援金」制度概要

1 趣旨

地域住民がともに喜び合い、豊かさを実感でき、活力あふれ持続可能な地域づくりを進めるため、集落（区）、公共的団体等が地域住民とともに自ら考え、自ら行う地域の活力を生み出す事業に対し、予算の範囲内で支援金を交付するもの。

2 交付対象者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、支援金の交付は交付対象者1団体につき1回限りである。なお、これまでの輝く地域づくり支援金の交付を受けた団体であっても今回交付の対象とする。また、交付決定を受けた事業で翌年度以降も継続して支援金の交付対象となる事業で、選定委員会が事業実施の継続性を認めるものについては、交付決定を受けた翌年度（2年度）・翌々年度（3年度）に限り、支援金の交付対象者とする。

- (1) 集落（区）又は地区区長会
- (2) 公共的団体等（市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

3 交付対象事業

次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに関する事業（防災、防犯、交通安全対策等）
- (4) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (5) 活力あふれ持続可能な地域づくりに資する事業

4 交付対象外事業

- (1) 市が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国又は県（「地域発 元気づくり支援金」を除く）の補助金等を受けた事業及び国又は県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金及び負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

5 交付対象経費

支援金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

- (1) 団体又は施設の運営費や人件費
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究及び計画作成に係る委託費
- (4) 食糧費

6 支援金の交付額等

重点テーマ	交付率	交付限度額
該 当	交付対象経費の5分の4以内	100万円
非該当	交付対象経費の10分の7以内	50万円

(1) 重点テーマ

交流人口又は関係人口の創出・拡大のために地域住民が主体となって地域資源を磨き、持続可能な地域づくりに資する事業若しくはデジタル技術を活用して地域の課題解決に資する事業

(2) 千円未満は切り捨てる。

(3) 年度内交付可能額は既決予算の範囲内とする。

7 選定方法

選定委員会による審査を経て採択又は不採択を決定する。

8 選定委員会による選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業であること。
- (2) 公益性の高い事業であること。
- (3) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること。
- (4) 関係法令等に係る諸手続きがなされていること。
- (5) 事業の有効性が認められること。(費用対効果、実施時期、計画の熱度、事業効果等)
- (6) 集落等が実施する事業にあっては、地域住民の参画を得て実施する事業であって、自ら考え、自ら行う活動を促すものであること。
- (7) 事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること。
- (8) 事業の継続性及び発展性が認められること。
- (9) その他市長が必要と認める基準を満たしていること。

9 事業の公表

- (1) 採択（交付決定）事業については必要に応じ公表する。
- (2) 実績報告に基づく総括書等を市ホームページに掲載する。

10 実施スケジュール（案）

- (1) 事業募集 4月7日（月）～5月7日（水）ホームページ・市報へ掲載
- (2) 選定委員会 5月20日（火）頃
- (3) 内示・交付申請 5月下旬